

平成30年9月定例教育委員会議事録

(白石町教育委員会会議規則第16条及び第17条の規定により作成)

- 1 日 時 平成30年9月18日(火) 午前9時30分
役場3階 職員控室
- 2 出席委員 北村教育長 稲佐委員 松尾委員 堤委員
- 3 事務局職員 吉岡学校教育課長 千布生涯学習課長 石橋主任指導主事
谷崎学校教育課課長補佐 川畑庶務係長 丸田学校教育係長
原学校教育係長 永尾学校給食係長
- 4 前回議事録の承認
8月定例教育委員会の会議録 【原案どおり承認】
- 5 教育長の報告 別紙資料のとおり
- 6 会議に付した議案
付議第28号 学校統合再編について
- 7 動議の提出者 なし
- 8 議事の概要 別紙資料のとおり
- 9 議決事項 付議第28号議決
- 10 その他
 - ・事務局からの報告
 - ・傍聴者 17名

1 開 会 9:30

吉岡課長

2 前回議事録の承認 9:31

8月定例教育委員会の会議録を資料により説明

委員全員承認

3 教育長の報告 9:32

今日は、たくさん傍聴に来ていただいております。よろしくお願いたします。敬老の日も終わりました、いよいよ、秋の彼岸も近まってまいりました。ひと頃の猛暑、酷暑は随分和みましたが、24節気の「白露」というのは、とうに過ぎておりますが、まだ、朝方に露がたくさんついているとか、夕方に露が付いているという状況になりません。非常に蒸し暑さが続いておりますけど、ただ、確実に秋が近かっておりまして、彼岸花がしっかりそろい始めました。小城の江里山あたりに行ったらすごいだらうなという思いを持っているところ
です。

(前回以降の主な動向)

8/25 福富子ども浮立大会

毎年恒例で、九つの地区の全ての子ども達が一堂に会して、毎年、本当に元気でさわやかな浮立演奏をしてくれて、しかも地域の大人たちと一緒に、まあ、コミュニティ・スクールというのを展開しておりますけど、非常に典型的な地域一体となった状況が見られていいなあと、改めて今年も再確認したところ
です。

8/29 白石町子どもの未来応援会議

白石町子どもの未来応援会議というのがスタートしました。保健福祉課で進められています。子どもの貧困問題というのが、昨今、非常に問題になっていて、ご承知のように、経済的な絶対貧困と、いわゆる周りと比べての相対的な貧困と二つある訳ですが、本町の状況はどうかということで、少し丁寧な実態調査を試みたいということで、そのアンケートの内容あたりをどうするかという協議がなされたところ
です。実施後の結果が楽しみだなと思っているところ
です。

9/ 8 白石町文化講演会

今回は、須古藩の藩医だった川崎道民、なかなか、まだ町内にも知られていないと思います。遣欧、遣米使節、万延元年だったと思いますが、福沢諭吉とかと一緒に藩医として行かれています。この方の子孫にあたる貞松和余さんという方に講演をしていただきました。是非、子ども達にも

川崎道民さんについては、今後知ってもらいたいなという思いがあります。
9/15 おおどぼう倶楽部（ナイトウォーク）

おおどぼう倶楽部を今回、ナイトウォークというのにチャレンジしてくれました。夜、白石駅から七浦駅まで最終電車で行って、七浦から白石まで歩いて戻る、距離は20kmです。39名の子ども達とスタッフが、役場職員含めて25名ほどです。この中には、民生委員さん方も6名さんほどお手伝いをしていただいて、本当に改めてお礼を申し上げます。ただ、残念ながら帰り着かなかったという風にお聞きしています。ちょっとペースが遅すぎて、百貫のセブンイレブンまでで中断をしたとのこと。このまま総合センターまで帰ってきたら、ものすごく時間がかかってしまうということで、中断されたそうですけど、今後のためにはなったかと思います。でも、当日天気も良かったし、星もたくさん出ていましたので、なかなか出来ない、非日常的な体験をやってくれたのではないだろうかと思っています。

（杵西・藤津地区教育長会より）

9月10日にあった杵西・藤津地区教育長会の中からの関係資料の抜粋になります。

- ・全国高等学校等総合文化祭

来年度、佐賀で実施になります。そのプレ大会が9月30日、それからプレ大会の総合開会式が10月14日に計画されております。白石町もボランティア部を受け入れるようになっているようですので、その紹介をしておきます。

- ・佐賀県「運動部活動の在り方に関する方針」の策定について

この件については、後もって担当の方から提案をさせていただきます。

- ・平成31年度佐賀県立中学校入学者選抜実施要項説明会について

来年度の県立中学校入学者選抜実施要項の説明会、杵西・藤津地区が9月27日木曜日に予定されております。

- ・いじめ調査記録の保存について

いじめ調査等の記録保存についてということで、県の学校教育課、生徒指導係から出されております。ご承知のように、本町は全く問題ありませんけど、全国的には、訴訟問題になって、長期の裁判という風になっているケースもあります。そういうのを踏まえて、その関係資料については、指導要録と同じ5年間キッチリ保存しておきましょうということです。

- ・交通事故発生（加害等）状況調べ

教職員の交通事故の状況です。8月は、小学校6、中学校5件発生して、なかなか、ゼロにはなりません。知識より意識ということで、具体的な事例を

用いて、職場では管理職の先生から繰り返し注意をさせていただいてますが、最近では、大変若手の事故が増えてきた、それから臨任の方の事故も結構あるということで、上がっております。

- ・平成30年度末定年退職者名簿

定年退職者の名簿です。今年度226名、また数が増えて退職なされます。

- ・新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築

文部科学省絡みの来年度の予算です。計画ですが、詳細はまだ見えておりませんので、細かな説明はできませんが、一応要求だけはなされています。問題は、これがキチッと通るかということと、人数等が出されていますけど、大体佐賀県は、この100分の1ということで考えていてよろしいと思います。

- ・部活動、時間に上限（新聞記事より）

先日、部活動の指針が出されまして、時間に上限ということで、出された記事を示しています。

(その他)

- ・白石町内小中学校「家庭生活アンケート結果」

「家庭生活アンケート結果」、これは、既に町の広報でも公表している分です。先日、駐在員さん方にもご承知おきくださいということで、再度説明を申し上げました。コミュニティ・スクール全校実施3年目になります。一つの区切りかと思いますが、それぞれ出来ることから少しずつ、打ち上げ花火では、決して続きませんということで、それぞれ、各学校で工夫していただいておりますけど、丸付け先生とか読み聞かせとか行事への応援とか、地域からの応援ですね、子ども達もボランティアで表に出る。老人会に出る。施設に出る。相互交流ということで、色々工夫していただいております。子育ての主体である家庭と学校が、しっかり子育ての目標を共有して、しかも、その間の地域と連携、協力して、子育てに努力をしましょうということで進めております。連携、協力のカギは、呼びかけよりも目標の共有が全てだと思います。いかに目標の共有が出来るかということで、その目標の共有で、具体的なものをということで、ここに四つ示している訳です。「あいさつ」、「お手伝い」、「家庭学習」、「自力登校」、特にあいさつにつきましては、学校では、いつも申してはいますが98%、99%出来ておりますが、問題は家庭でなかなか出来ていません。朝起きたときに、お父さん、お母さん、爺ちゃん、婆ちゃん、兄弟、家族に「おはようございます」ということが、なかなか言えてません。これが言えてないということは、本物ではない。学校だけでできているということは、卒業したら元の木阿弥です。資料に「よくする」というのが、まだ3割程度、まあ、「する」まで含めて8割いってます。これが、「よくする」という答えが5割、6割とな

ってきたら、多分、色々な状況がプラスの方に好転してくると思っております。不登校の問題も学校の問題ばかりではありません。家庭が明るく、元気になるだけでも解消できるという部分も大いにあると考えておりますので、こういう具体的な目標を踏まえて進められたらと思います。それから2番目の家の手伝いです。これも、子ども達が自信を持つのは、「人の役に立つ」ことです。「自分が、ちゃんと人の役に立つ存在であること」というのを自ら認識した時に本当に自信を持ち自己肯定感が上がると思います。その代表する言葉が、「ありがとう」です。ですから、茶わん洗いでもお掃除でもちょっとしたお手伝いで、「ありがとう。助かったよ。」という、そういう言葉を掛けられることで、いかに子ども達が元気になるかというようなことで、もっと、もっと意図的にそういう子ども達の活躍の場を作っていただければと思いますが、まだまだ、「よくする」と答えてくれているのが、10%、20%くらいですので、これも5割、6割になったら、まさに自己肯定感の高い子ども達があふれて、色々なところが好転してくるのではないかと願っております。小1、小3、小5、中1と同じ子ども達を追っかけて、今後も調査を続けてますので、これが、どういう風に変容していくかというのが楽しみです。そういうことで、今後も「宿題」も「自主学習」、それから「自力登校」も含めて校長会等でも確認をしていきたいと思っております。

・平成30年度 全国学力・学習状況調査「児童質問紙」より

学力向上については、これは、学校、公的機関としての命題です。将来どういう花を咲かせるかわからない子ども達にキチッと基礎、基本の力をつけるということです。言うまでもないことですが、授業等の充実はもちろんですが、その他の状況というのも大切なことです。資料に示しているように白石町の子ども達は、家で、学校の予習復習が出来てません。結構頑張っていますけど。資料の一番下の「読書」あたりは結構、県あたりに比べてやってくれてるようです。授業で解ることと、解ったことをキッチリ自分の物に成すという、定着とは、まったく別問題ですので、授業で解ったことが、そのまま、その子の力になるとは限りません。やっぱり、反復繰り返しやらないと、漢字でも計算でも、こういうので、もっと、もっと学校も工夫していただいておりますけど家庭でもちょっとした協力をお願いしていかないといけないと思っております。「何でこんなに宿題を出すんですか」という、極論ですけど、そういう意見も時々聞きます。「子どもが苦しんでいる」と、でもどっちが子どもにとって、本当の優しさかなあと考えるときに、やはりその辺はしっかり考えないといけません、時々そういう意見が学校に寄せられます。資料次ページは、白石町でも少し意識していかないといけません、「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がありますか」というのが、ちょっと低いです。ニュー

ス等を見れてません。こういうことも特徴的に出てましたので、この辺もお知らせしていかないといけないのかなと、まあ、「地域社会などでのボランティア活動に参加したことがありますか」については、他のところよりかなり頑張ってくれているようです。今後とも少しずつ勉強して進めていただくことを願っております。

・「インターネット社会の親子関係に関する意識調査」

添付の資料が、国立青少年教育振興機構というところから出されました。昨年の9月から11月、日本、アメリカ、中国、韓国の小学校5年生から中学校2年生までの1万人対象に実施されました。この組織は、時々こういう外国との比較の資料を出してくれます。その中に「えっ」というのがありました。「親を尊敬すべきだ」という回答がありますが、アメリカ、中国は80%くらい言ってますが、日本は45.8%です。これは4か国で圧倒的に低いです。本町の子ども達は、ということで、本町独自でやる訳にはいきませんが、ちょっと非常に気になるところです。これをどういう風に分析するかというところが、非常に難しいのですが、全てのアンケート結果を載せてはいませんが。「家族と共に過ごす」というのは、ものすごく他の外国よりもいい結果が出てます。「一緒にいたいけど尊敬しない」というのは、どういうことでしょうか。となると、結局、友達関係かなあと捉えざるを得ません。「親の言うことに従うべきだ」というのも低いです。資料の次ページにスマホのことですけど、「家族と一緒にいてそれぞれが自分の携帯電話やスマートフォンを操作している」というのがありますが、これが、日本は高いです。家族一緒に居てもそれぞれがスマホを触っている。これは、いつか教育委員会で言いましたが、外食に行って食堂でよく見かける風景です。家族が揃って食べに来ておられますが、それぞれスマートフォンを操作している。せっかく外食に来たなら、日頃話せないことを話せばいいのにとおもいますが、そういう状況ではありません。ちょっと、極端な例を申しているかもわかりませんが、しかし、こういうアンケート結果にも出ております。それから、資料最後の「インターネットの危険性や利用におけるマナーなどについて、親（保護者）から注意されているか」というので、アメリカとか中国は、結構高い数字が出ておりますが、日本が一番低い、されてないです。今日の佐賀新聞のコラムの欄に唐津市の「中島安行」という方が、スマホの問題の意見発表をされてました。「もっと親が責任を持って関わるべきだ」ということを書いておられましたけど、そういう状況がこういうアンケートでも出ているのだなという風に思います。子どものことを言うておりますけど、我々大人が本気になって、どれほど関わるか、というのにかかっているのではないかなということ、こういうアンケート結果を見て、改めて思ったところです。

- ・中学校、高等学校学習指導要領（抜粋）

後で担当の方から部活動の方針について説明があります。その参考資料にしていただきたいと思いますが、いま、部活動の問題が社会的とは言わないまでも大きな問題になっています。ブラック部活というような言葉もあるようです。資料は、学習指導要領に部活のことがどういう風を書いてあるかということで、中学校と高校ですけど、資料の太字アンダーラインのところを確認していただきます。もうご承知のことばかりと思いますが、「生徒の自主的、自発的参加」であるということ、それから「学校教育の一環として、教育課程との関連を図る」という風な事ですけど、残念ながらこれまで、一部ですが、顧問任せあるいは、顧問裁量あるいは、顧問の熱意とボランティア、あるいは、もっと極端な例を申しますと、顧問の部活の私物化、例えば、「挨拶は、その部の顧問にはキチッとするけど他の職員には全然ダメ。」、「組織的な意識は、その部活ではキチッとするけど、学級ではからっきしダメ。」、「部活には頑張るが、授業にはなかなか、熱意を持って取り組んでももらえない。」こういう典型的な例がありますけど、やはり色々な子ども達がおりますので、義務教育で行う部活動は何かということ、もう一度キチッと見直して、「学校教育の一環」としてやっている。というあたりが問題で、やはり部活動でやっていることも学校が設定している、目指す生徒像、児童像に関わるということにならないといけません。子ども達も色々居ます。将来、「プロ選手を目指す。」あるいは、「うちの子どもは運動が苦手ですから軽い運動程度でいいです。」、「スポーツに親しむ程度でいいです。」とそういう子がいらっしゃる中で、「もっともっと練習試合をしてください。これでは、強くなりませんよ。」というような保護者もいらっしゃる。そういう中で、これまでも色々な問題があっております。教職員も安易に突っ走ったという面もあります。なぜか、県で優勝するとか、全国大会に出るといのは、ものすごく成果としてインパクトがあるからです。素晴らしい授業をしているといのは、なかなか目立ちません。当たり前のことですけど。そういう意味で、今回やっと、国の方針、県の方針が出ましたので、白石町としても方針を出して、それぞれの学校で、学校独自の方針を打ち立てていただくようにということで、進めているところです。これについて、後もって担当の方から説明をいたします。

- ・新聞記事（少人数学級、小中全学年に）

昨日の佐賀新聞に出ておりました。ご承知のようにこれまで40人学級でしたが、これが35人学級にということです。ただ、白石町は96%35人学級に既になっております。なっていないのは、福富小中と来年度でしたか、白石中の1年生が関わってくる。これくらいです、あとはもうほとんど20数名とか、ひどいところは10数名という風になっておりますので、極端に変わることは

ありませんが、一応制度としてこういう風になりました。31年度からということですが。

・平成30年度 9月議会定例会一般質問（教育委員会関係）の概要

9月議会の定例会が終了いたしまして、今回16人の議員さんのうち13人の方が一般質問を出されました。3日間です。その中で、資料に示してあります5名の方が、教育委員会に関わるご質問をなされました。その質問の概要とお答えした回答の概要です。詳細は述べませんのでご確認をお願いいたします。もう少し細かいことは、議会だよりに掲載されますので、それを参考にしてください。以上、連絡報告を終わります。

4 付議事項の協議 10:01～

付議第28号

学校統合再編について

谷崎課長補佐：資料に沿って説明。

他の自治体の規則でありますとか条例を資料としてお配りしております。まず、前回8月の教育委員会で、今後の学校統合再編のスケジュールのご確認をさせていただいて、承認をしていただきましたので、今後は、学校教育課としては、前回お示ししましたスケジュールで事務の関係を進めていきたいと思っております。そういう中で、まず、今後は12月定例議会の方に仮称ではございますが、「学校適正規模、適正配置の検討委員会」この設置条例（案）。そして、今年度に委員会を立ち上げるのであるのならば、補正予算（案）までを12月議会に上程をしていく。そういう準備を事務局としては考えております。そういう中で、まず報告でございますが、9月議会の最終日、9月14日議会閉会後に議員さん方に対しまして、「学校統合再編の考え方」につきまして、教育委員会から説明をした。ということで、まずはお報告をさせていただきます。議会に対しましても、今後12月議会へ向けて、先ほど申しました準備をしております。予定をしておりますということでは、お伝えをしております。本日は、白石町の委員会の設置条例、規則、私たちとしましては、条例ということで制定をさせていただければと考えておりますが、今回、委員さん方に意見をお願いしたいのは、委員会の名称とか、委員の選考、内容、どういう職種の方々、どういう方々に委員さんになっていただいた方がいいのか、あと人数とか任期。今日は2件ほどしか参考として資料を出してはおりませんが、これを参考にさせていただきながらご意見をお伺いしたいなと思っております。

そして、出来ましたら来月の教育委員会の方に白石町の条例（案）を事務局としてご提案をさせていただき、そして、またご意見をいただきたいなと思っております。簡単に説明しますが、最初資料、これは視察にお伺いした福岡県のみやま市でございます。特徴としましては、組織の第3条、委員さんの数が26名以内ということで、委員の数が多めになっております。職種の種類などにつきましては、みやま市の議会議員、行政の区長、小中学校PTA、小中学校長、識見を有する方、一般公募者、市長が必要と認める方というようなことで、内訳となっております。第4条任期については、2年となっております。次の資料は、横浜市です。横浜市の条例でございます。こちらは、第3条組織については、15人ということで組織されております。特徴としては、学識経験者、特に（3）のところですが、学校教育法第16条に規定する保護者ということで表現されておりますが、ここは、義務教育中の子どもさんを持っておられる保護者、内容的にはそういうことでございました。こういう表現の仕方とか、この辺も参考にしたいなど、義務教育中の子どもさんを持っておられる保護者の方ということで、ご理解いただければと思います。委員の皆さん方からも以前からご意見をいただいておりますので、本日は、その辺りのご意見を頂きたいと事務局としては考えているところです。よろしく願いいたします。

北村教育長：学校再編のことについて、担当から説明がありました。繰り返しになりますが、議会終了後に、これまで教育委員の皆さんには長時間を要して考えて頂きました、基本方針の前半の部分を説明して、いよいよ具体的に動き出します。と先ほど説明がありましたように、12月の議会に条例（案）、予算（案）を示して、今年度内に審議員会の立ち上げ、住民の皆さんにもこれからは、少し具体的な情報が流していけるのではと思います。その審議員会の組織等について、みやま市と横浜市の例を挙げて説明をしていただきましたが、どういふ方達にお願いするかということで、教育委員さん方いかがでしょうか。

松尾委員：この、みやま市の中で、一般公募者というのがございますけど、実際のところどれだけ応募というのがございましたでしょうか、また、それで選ばれた方がいらっしゃるのでしょうか。

谷崎課長補佐：ただいま、手元に資料がございませんので、資料を確認したいと思います。

吉岡課長：白石町の総合計画を策定する時は、一般公募をして何人か応募をし

ていただきました。みやま市の件は、今調べております。

松尾委員：白石町の時には、大体公募というのは、数分的な分は。

谷崎課長補佐：合併当初、平成17年に総合計画を作成いたしました。その時は3名さんでした。3名入っていただいております。

堤 委員：行政区長、PTAとかみやまの方は明記されておりますが、役職の方達は、まあPTAでしたら1年、行政区長でしたら2年とかいう中で、多分この検討委員会自体は、年度またぎですずっと続いていくと思いますが、そういった時は変えるという感じでお考えですか、役職が入れ替わって、区長は辞めた、PTAは辞めたという時に、そこをどう対応するか。こういう風に明確に書くとはですね。その辺どうでしょうか。

吉岡課長：そこも、最終的に皆さんにお諮りしたいところですが、事務局が考えているのは、この審議会は、数年かかるだろうと思っております。そこで、俗に言う白石町の区長会長さんだとか、現職のPTA会長にしてしまうと、PTA会長は1年ごとに変わってしまう、区長会長も変わる。それでは、この審議会の議論が途切れ、途切れになるのではないかと思います。そこは、そういう形ではなくて、基本的にこの答申が出るまでは、同じ方になっていただきたいというのが、私達の気持ちでございます。それをした場合に、この条例の作り方としては、PTA会長としなくて選出区分がPTAであるという風な書き方、なった時は、会長さんであってもその後は、会長で無くなってもそのまま委員は、していただきたいというのを考えているところです。それに合わせて、ここの任期というものも、先日、六角と白石の学校の校区の検討会の時も、あの時は、答申が出るまでという任期に変更しております。今回もそういう風に答申が出るまでの任期とするのか、それとも1年ではなくて、2年、2年で更新が可能という形の2年としていくのか、ただ、2年、2年としておくと、「もういいだろう。」と「PTA会長を辞めて2年、3年たつからもういいだろう。」となるのもいかなものかと思ったりしております。その辺のところも考えたりしているところです。継続性と審議の深め方の問題のところ、一番根幹に係るところです。

堤 委員：そこが、充て職になってしまうと、充て職のその現にPTA会長とか区長と化されてる方が、そのことにどれくらい熱心かというのは、人によって温度差があると思いますので、どちらかと言えば、PTA会長経験者も含めて、学校なり地域なりから推薦して、以前も会長をされていたこの方がいいのではないかと、そういう感じの少し

緩やかな感じにした方がいいのでは。あまり充て職でやってしまうとちょっと温度差が個人、個人かなり強いと思いますので、そういう風に出るような、規則というか条例にしていただければと思います。

吉岡課長：まあ、1年で結論が出るのであれば、現PTA会長、現区長会長でもいいかも分りませんが、数年かかると思っておりますので、今、堤委員がおっしゃったようなところを考えたいと思っております。それからもう一つ人数的なものです。うちは、11小中学校ございますので、11小中学校にバランスよく、例えば、行政区長、PTA会長、それから校長、学識経験者とする、もう30、40何人になってしまいます。だいたいこういう審議会をすると、私たちの経験でいくと10人以上で、20人くらいが限度ではないかと、議論をするということになりますと、その範疇に結局、11校のバランスも考えながら、それぞれの経験も考えながらバランスを考えて選考しないといけないかなと思っております。

稲佐委員：先ほど吉岡課長おっしゃったように、やはり、例えばPTA会長だとか区長さんとかになると、審議会組織してから数年かかる訳です。ですから一貫して、最後まで、答申受けるまで、その方が責任を持って、そこに参加されるという風な方法を取った方がいいのではないかと思います。そうしないと、やはり入れ替わると途中で話が途切れて、申し送りをいちいちするようなことはないと思いますので、やはり一貫してその人に責任を持って、話し合いに向き合ってもらったらと思います。それから、先ほど人数等もおっしゃいましたが、やはり、あまり多すぎてもかえって決まらないということもありますので、やはり本町の場合は、11校の中で2人ずつ、単純計算として2人ずつ出たとしても20名。多くて20名かなと、20名以上だったら多すぎるかと、15から20くらいかなと私は思いますけど。そして、やはり、先ほど松尾委員さん聞かれたように公募という方法も一つあるかなと思います。というのは、充て職的に探していくよりも本当に本町の今後の学校の教育の在り方とかいうのを真剣に考えていらっしゃる方など、「ちょっと参加しよう。」ということで、手を挙げて応募される方もいらっしゃるし、そういう熱意のある方を審議員のメンバーに加えて頂いたらと思っております。

北村教育長：はい。ありがとうございました。

谷崎課長補佐：すみません。先ほどの松尾委員さんからのお尋ねでございまし

たが、一般公募のみやま市の一般公募につきましては、3名でございます。関連でその内訳でございますが、お手元の資料（みやま市）の第3条ですが、各選出区分の人数でございます。参考までに申し上げますと、市議会の方からが3名、行政区長で9名、実はみやま市が旧町名を言いますと、旧町で瀬高町、山川町、高田町の3町が一つになってみやま市ということです。この3町、白石町で言いますと3地域、有明、白石、福富から3名ずつ行政区長が入っていると、議員さんも1名ずつで3名というような形で行っています。そして、小中学校PTAが6名入ってらっしゃいまして、小中学校長が2名、識見を有するものということで3名、これも旧町から1名ずつとなっています。そして、一般公募者も旧町から1名ずつ入ってらっしゃいまして3名、合計で26名という内訳になっております。

堤 委員：元々の小中学校の数は。

谷崎課長補佐：元々の小中学校は、小学校が元々全市の中で15校、それを6校に再編するという計画内容でございます。中学校が4校から3校、合計で19校から9校でございます。小学校が15校から6校、中学校が4校から3校です。

北村教育長：いずれにしましても、教育関係だけではなくて、町づくりの大きなことに繋がりますので、やはり、大所高所から色々な意見を出していただくというようなことで、公募も何人にするかというのは別にして、今のご時世ですから必要なと思います。

稲佐委員：先ほど、谷崎課長補佐の方から言われたように、やはり、本町も3町ですね、有明、白石、福富、旧3町が合併しておりますので、やはり、その3町に関わる人も人選した方がいいかなと思います。国会の中でも、未だに薩長土肥を言う人が居るそうです。ですから、昔のこともやはり、ある程度尊重して入れた方がいいかなと思います。

松尾委員：これは、今日結論を出すのですか。

北村教育長：いえ、今日出さなくていいです。

谷崎課長補佐：はい。ある程度ご意見をいただいて、事務局でご提案させていただければと思っております。

北村教育長：ある程度ご意見をいただいて、方向性あたりが確かめられればというところです。

堤 委員：保護者の枠のところは、横浜の方だと学校教育法のということで、義務教育中の保護者ということで入っていると思いますが、実際統

合再編が数年、後になる時には、当然もう保護者ではないというケースもあるので、例えば、逆に今、幼稚園、保育園に通っている子どもで、義務教育中の子どもは居ないけれどという人達も対象に入れてもいいのかなとは思っています。当然、その子ども達が実際は通うことになってきますので、あまりここを横浜のように義務教育中のという風に限らなくてもいいのかなと思います。この辺りも少し考慮いただければと思います。

松尾委員：意見としては、そういう話になってくると一般公募というところで対応していくしかないかなあとと思いますので、その辺りは考えておいた方がいいかなと思います。

堤 委員：まあ、公募でそういうところを優先するとか何か。

北村教育長：はい。ありがとうございます。それでは、今日はこれくらいでよろしいでしょうか。

吉岡課長：すみません。任期とか皆さんどのようにお考えになりますか。一旦2年、2年がいいのか。

稲佐委員：大体見通しとして、何年くらいかかりますか。

谷崎課長補佐：この前のスケジュールで申しますと、丸2年以内で答申をいただく。そして、その答申を基に教育委員会で計画を立てるというスケジュールにはしております。

松尾委員：先ほど言われたように、任期を決めないで、終わるまでという形の方が一番ベターではないかと思いますが。

谷崎課長補佐：そういう定め方をしている自治体も勿論ございます。

松尾委員：実際1年で終わる可能性もありますからね。

吉岡課長：一般公募するなり、役職にお願いする時には、どれくらいかかるのかというのは、当然出てくる話ですので、おおむね2年くらいと言わないといけないとは思っております。5年も10年もかかる話ではないというのは思いますから、ただ、あらかじめ決めておくとなかった時に、「2年たったのでいいでしょう。交替させて。」と話が出てくる。勿論個人的に色々なご都合があって、途中交代というのはあり得るとは思いますが。

北村教育長：終了するまで同じメンバーでという方がいいでしょうが。

稲佐委員：それが一番いいです。

吉岡課長：それでは、お話が出ましたように現職にこだわらないで、通常いう充て職でなくて現職にもこだわらなくてしていただくというのを基本として条例案を今度お示しする形でよろしいでしょうか。

(全委員了承)

北村教育長：それでは、本日はこういうことでありがとうございました。

委員全員承認（付議第28号）

5 その他 10：23～

（1）佐賀県市町教育委員会連合会 役員組織について

北村教育長：資料に沿って概要説明。

ご承知のように、これまでこの会の役員、つまり会長副会長は、各市町の教育委員長の輪番となっておりました。ところが、ご承知のように新しい制度で教育委員長という職が無くなりました。したがって、今経過措置として、教育長職務代理者、白石町で言えば稲佐委員さんになりますけど、経過措置としてしているわけです。これを今後どのようにした方がよろしいものかということで、それぞれの委員さんのご意見を頂きたいということです。資料にありますけど、1番目は、会長を職務代理者にするか、教育長にするか。これは、教育長にしたところは、他県にはあります。色々と混在しております。2番目が、副会長については、教育長職務代理者のみ、教育長のみ、あるいは、混合で行う。その時の副会長の人数は、何員と。その他、役員組織のご意見がありましたら、どうぞお寄せいただきたいということです。10月25日の秋季総会がありますが、その時に協議をするということですけど、委員の皆さん方いかがお考えになりますか。

堤 委員：これは、教育委員会の制度が変わったあの趣旨から行くと、旧制度だと教育委員会の代表者は教育委員長さんだったのが、新制度では教育長さんになったということなので、多分、制度上の規則で行くと教育長さんがなされるのが、おそらく筋なんでしょうけど、ただ、お忙しい中、更にというところがどうなんだろうと思いますが、ただ、現実的には今職務代理者の方がされて、差支えが色々ないのであればそれでもいいのかなと思っています。

松尾委員：それぞれの市町において、事情が違ってくるかと思いますが、まあ、どちらでも、その内容に応じて、その町が選べばいいのではと思います。

北村教育長：私としては、新しい制度、新制度に則せば、先ほど堤委員さんがおっしゃったように教育長というのが妥当と思いますが、どうしても教育長が前面に出すぎると、教育長というのは学校上がりの人が意外と多いですので、色々な考え方、施策が学校の管理職時代、あ

るいは、主任とかの頃の延長みたいになるところがあって、私もこれは自戒しておりますが、どうしても教育という捉え方が狭くなってくるきらいがあります。そういう中に一般の教育委員さん、特に職務代理の方が入られておった方がいいのではないかと、私としては思います。色々な多様性ではありませんが、色々な教育に対しての幅広い考え方、どうしても教育長は、そういうきらいがあります。決めつけてはいけません。

稲佐委員：そうですね、混合というか、入れ混ぜてしてもいいのではと思いますが、教育長と先ほどおっしゃられましたが、それよりも職務代理者で一般の方もいらっしゃいますので、そういう方の広範囲の教育に関する見方、考え方が、やはり学校に勤めていたら一直線に見ますから、特に最近はコミュニティ・スクール等々もありますので、そういう意味ではやはり広範囲に見渡してくれる人がいいかなあとと思います。そうなってくると職務代理者も含めて混合型でという感じがいいのではないのでしょうか。

北村教育長：色々な職種の方もいらっしゃいますし、色々な立場の方も入ってもらってますので、やはり、多角的にと言いますか、多様性と言いますか、教育に対してそういう見方、考え方を持っている方にはいていただいた方が、いいのかなあとと思います。

稲佐委員：ですから、会長、副会長も混合型でやった方がいいのですが。

堤 委員：会長どちらにも固定せずということですか。どちらでもいいということですね。

松尾委員：各市町に任せてということ。

稲佐委員：今までは、どちらかというと学校上がりの教育長さんが会長というのが多かったです。

北村教育長：混在という話が出ておりますけど、そういう意見です。ということで、よろしいでしょうか。

(全委員承諾)

北村教育長：はい。そういうことで、意見をお伝えしたいと思います。ありがとうございました。

(2) 問題行動・不登校等月別報告（8月分）について

梅木指導主事：資料により詳細説明。

不登校に関し、夏休み期間のため新規はなし。小学校で5名、中学校で16名、その中で、改善傾向の子どもは、小学校2名、中学校5名という形で対応してもらっている。小学校で、資料には上がっていないが、適応教室「あい」の方にも体験入室を2名されております。町学

校では、今月から正式入級が1名。いずれも資料には上がっていない子ども。休み明けのため、各学校注意を払いながら対応している状況。いじめについて、夏休み中の新たな報告はなし。問題行動については、資料にない分で1件、小学生の火遊び。この件は、学校で即座に対応してもらっている状況。

北村教育長：付け加えです。この件については、長期休業でしたので新たに出していませんが、不登校については、小学校5件ですが、30日以上はゼロで、2名は全然欠席はありませんので、何とか頑張ってくれと思います。校長先生以下、担当の先生、養護の先生、相談の先生、スクールカウンセラー、スクールアシスタントとしっかり関わっていただいているので、本当に引き続き粘り強くと思っています。中学校は、16名でしたが、この中で、欠席ゼロという子が6名ですけど、まだ、相談室登校で要配慮ということで、ここも粘り強く関わってもらえればと思っています。いじめにつきましては、数は、小学校で6、中学校で2上がっておりますけど、全て重篤な事には至っておらず、このことで休むということもほとんど有りません。今月の校長会で確認したいことは、いじめについては、もっとアンテナを高くしてということで、一つは、今年度全ての小中学校で、「いじめ撲滅宣言」文言は別にして、児童会、生徒会、子ども達と一緒に、このことを考えて、学校としての方針を打ち出しましょうということをお願いしています。これを引き続き、そして、「いじめをするな」というのは、子ども達に通じません。「いじめとは思っていませんでした。」では、いじめとは一体何か。行為か意識かということになってしまっていて、結局相手意識なんです。同じことをしても笑って過ごす子もいますし、ですから、相手意識ということをしっかり見ないといけません。この中で、引き続き注意していただきたいのが、「スクールカースト」です。学級の中で、人間的な序列が生じていないか。同じ子が同じ役をずっとしている。ですから、この辺を担当の先生方が注意をしないと、意外とその指導の中で、無意識にそういうのを作り上げているということもあります。「出来る子は、出来るから。」ということで、何でもその子にさせてしまう。というようなことです。「スクールカースト」とそれから、「弄り」です。これを今度の校長会でいじめに繋がらない「弄り」というのがあるのか、「弄り」は、よくお笑いでやっている、例えば、汚い言葉ですけど「ぶす」と言ったりとかです。色々な身体的な特徴を笑いものにする。「お笑い」でもいっぱいあっています。「弄り」これは、子ども達も結構やっていると思います。先

日、テレビで見えていましたが、子ども達も「雰囲気が明るくなるからいいじゃないか。笑いが起こって。」ほとんどそういう風な認識ですけど、しかし、弄られている本人の気持ちが、なかなか、解らないから、弄られている本人は、「うっ」と思うけど、「ここで文句言ったら雰囲気を壊しそうで、空気を壊しそうで。」ということで、作り笑いをせざるを得ないということです。ですから、そういうのをきちんと捉えないと、すぐ顔の格好がどうだとか、女の子にすぐ「ぶす」と言ったりとか、この「弄り」についても少し敏感になって欲しい。そういう笑いでなくて、本当にごくくだらないところで、笑いの種を見つけてもらいたいなというところで、校長会でもこの辺りのことを強調しておかないといけないと思っております。いずれにしても、「陰で泣く」とか、「裁判」ということには、絶対、白石町では作らないように思っています。いつも言ってますけど、いじめがどうのこうのではなく、困っている子がいるなら、「どうしたのか。」と、しょげてる子、がいるならば、「どうしたのか。」というアクションをまず気付いて起こすということが何よりだと思います。校長会で、再度取り上げていきたいと思っております。

堤 委員：いじめについてですけど、私も小学校で陸上の指導とかをやっておりますが、ちょっと気になっているのが、さっき言われた「弄り」とかを含めてですけど、学校の方に上がってくるのは、子ども達が言うか保護者が言うか、どちらかが情報を上げていかないと、なかなか、こういう報告に繋がってこないと思っておりますが、今どうしてもラインでお母さん同士もかなり、保護者同士でラインの中で色々な情報共有はなされていますが、それが今度、学校まで上がるのところまで来ているかという、なかなか、それがどうも言ってないようなところもあって、もうちょっと細かく上げていただかないと、なかなか、スクリーニングとしては難しいところがあるのかなと、出来るだけ覚知にしろ認知にしろ、しっかり情報を上げていただく。結果として、認知しないにしても上げていただくのはすごく大事なかなと思います。一つは、アンケート調査とかも保護者向けにされておりますが、結局それが、最終的に保護者の中にアンケート調査をして何かを書いたのが、最終的にこうやって、事務的に覚知、認知で教育委員会に上がってくるという情報がここまで上がってきているというのが、おそらく保護者さん達わかってらっしゃらないので、書いてどうなるのというところもちょっとあるのかなと思います。その辺がもう少し理解が進むと、ちょっとした「弄り」でも上げていただければ、こういう風に情報とし

て教育委員会まで上がってきて、適切に処理をしておりますよ。あるいは、例えば、「何をもっていじめと判断するか。」というのも教育長さん前からずっと言われてますけど、先生だったり、学校ごとの判断基準ではなくて、全国的なきちんとした判断基準に基づいてやっておりますよ。ということで、そういったところをきちんと、保護者さんにももう少し情報が伝われば、きちんとした情報が保護者さんからも上がってくるのではないかと、ちょっと最近見ているとラインでワーワー言っている割には情報が学校に上がってこないという感じが、雰囲気があるので、少し保護者さん向けの情報、その仕組みの伝達というか、その辺を少ししてもいいのかなと考えてます。

梅木指導主事：校長会等でもまた、細かいところに気付いてくださいというところと、それから、今まで、「これくらいはいいかな。」という風なところもいじめとして取り上げていきますよという風な形をお願いしているところでもありますので、再度、まあ、保護者さん宛ての通知等も含めて、学校の考え方というのも伝えてもらえるように照会を進めていきたいなと思っております。

北村教育長：今、堤委員さんがおっしゃったことは、以前議会でも似たようなことを言われて、その流れがよくわからないということで確かにありました。そのことについては、もっと、もっと周知していかなといけなかなと思います。「いじめがあってますけど、どうなっているのですか。これがちゃんと報告されているのですか。」というのがありましたし、「学校でどういう対応がなされてますか。」と。学校はすぐ校内対策委員会を立ち上げて、本当にこれが事実としてあっているのかどうかというのを調べてやっております。それが上がってきて、対応できないものは第三者を入れて、本当に重篤なものは、教育委員会で弁護士さんまで入れた組織をちゃんと作っております。今は、幸いそれが機能せずに済んでおりますが、そういうのをもう少し丁寧に周知していかなといけなというのを、今ご意見をお聞きして思ったところです。

(全委員承諾)

(3) 佐賀県「運動部活動の在り方に関する方針」について

梅木指導主事：資料により詳細説明。

8月末に佐賀県の「運動部活動の在り方に関する方針」が示されました。今後のスケジュールとして、11月の頭を目途に市町教育委員会での「部活動の方針」を策定し、それを基に各学校で、「運動部活動の在り方」について、を策定し1月を目途に運用を開始すると

いうスケジュールが示されました。佐賀県に関しても昨年の3月、スポーツ庁から出されたガイドラインに基づいて策定をされています。現在、11月の公開に向けての町での「部活動の在り方について」の方針作りに取り組んでいるところです。今回、佐賀県から出されているものは、運動部活動についてのものですが、文化部も含めて、「部活動のあり方」をどうするかということ町の方で策定したいと考えております。大きなガイドラインの特徴としては、「設置する学校に係る運動部活動の方針を策定すること」、「校長は、年間の活動計画を公表すること」、顧問に関しましても、「活動計画及び活動実績の作成、活動目標や方針、計画、内容や方法等を示す」というようなことが示されております。また、資料に「合理的で効果的な活動の推進」が述べられております。特に「自ら考え、計画していく（ボトムアップ理論）を実践していきましょう」ということや「部活動を通して、主体的に取り組む力の育成を明確にしましょう」ということ、また、「心身の健康管理」であるとか、「事故の防止」、「体罰・ハラスメントを防止するための取組」、それから、夏場の「部活動における高温や多湿についてどうするかということ」こうしたこともしっかりと明記しながら「子ども達の健全な取組を推進していきましょう」ということが、ならいとなっております。特にその中で、休養日等の設定をある程度確実にラインを作っていきますということをあげられています。今回、ガイドラインでは、週当たり2日以上休養日であること、毎月第3日曜日は、県下の一斉部活動休養日が既に制定されておりますので、これの推進。それと、土曜日、日曜日の少なくとも1日は休養を取ろうというような考え方、それから長期休業中にもある程度まとまった休みを取り地域に戻る時間を設定しましょうということ。1日の活動時間についても平日が2時間、休養日も3時間程度という風な形で、ガイドラインの方にも記されています。これを基に町でのガイドラインを設定していくことになるかと考えております。

稲佐委員：最近、マスコミ等々で騒がれている体操の問題だとか、あるいは、アメフトをはじめ体操界、ボクシング界、色々ある訳ですけど、スポーツ庁のトップの方が言われるのは、やはり、今までは上位解脱と言いますか、トップダウン的な対区体系と言えば、そっちというような感じでしたが、最近、言葉の端々にマスコミ等々でも「ボトムアップ理論」と言いますか、そういうことが非常に見直されつつあるなと思います。ですから、私はここの部活動等で、本町の場合

合は、特別そういう体罰的なこともあっていないし、それなりの成果もあげているし、ただ、問題は、今後発生するおそれがあるのは、外部指導者が入ってきますので、その辺りのことをやはり、学校教育の一環として、やはり外部指導者に周知徹底しておかないと、「私が指導してるのだから。」ということで、先ほどの教育長さんの話の中にあつたように私物化ではありませんが、「私が指導するのだからいいじゃないか。灰皿もってこい。」と部員に持たせて、自分は外を向いてタバコを吸って、「したのか、何をしたのか、今度は走れ、しなさい。」という感じになってしまいます。そうならないためにもやはり、外部指導者あたりを集めてきて、そして、きちんとした共通理解、共通実践のもとにしていく。ということをしないと、ただこういう決まりを作っている、自分で、あるいはある部活は、この顧問の先生には挨拶するけど、他の先生にはしないと、そういうことになりかねないですよ。やはり、現場でやっぱり実際起きている面がある訳ですから、やはり、それをキチンとして行かないと、見逃したらそれでいいと思ってしまうから、そういった点よろしくをお願いします。

梅木指導主事：「指導・運営に係る体制づくり」の中にですね、これからの外部指導者については、入ってくるだろうということを前提に研修の位置づけであるとか、校長先生の責任の下というところを明確にしていかなければいけないと考えています。ありがとうございます。

堤 委員：部活に関してですが、今、県から出されている週当たり2日以上以上の休養日をとということで、おそらく保護者、一般的な保護者の感覚からすると、「休みすぎだろう。」という感覚があると、ただ、私も日本スポーツ協会の指導員の資格を持って、講義とかで、スポーツ科学的には、競技力向上のためにも2日以上以上の休みが、科学的にこちらの方が競技力向上するのだということが証明されているし、色々なところで、指導者にはそういう伝達がされております。例えば、東福岡高校ですか、ラグビーの強いところの、あのラグビー部でもこれくらいの休養日をきちんと設定して、全国優勝を果たしている。強豪校ほどそういうことをきちんとしておりますので、ただ、やはり保護者、私たちの世代ですけど、自分たちが30年前に受けていた指導からするとやはり、物足らなさというのが多分あるので、その辺りを保護者にもしつかり、おそらく「休みすぎではないの。」というクレームが学校に来ると思いますので、そういうところもきちんと情報の発信等していかなければいけない。ということと、もう

一つは、教育長さんの最初の話にもありましたけど、おそらく今まで、部活と体育でスポーツ嫌いになった人が山のようにいると思います。今の成人の世代の方、その小中学校時にそういう昔のいわゆる体育会的な指導の中でスポーツ嫌いになったという方が、どうしても小学校、中学校はある程度、半ば強制的に部活したくなくてもしないといけないという面もありましたので、やはりこれからは、そういう、ただ、スポーツが苦手の子も体を動かすことが好きなんだというようなことをきちんと出来るような、部活の在り方、もちろん、優勝してということは、非常に大事なことですけど、それとはまた別の面として、スポーツを楽しめるというようなところも、今、部活の改革があっているところですので、町の方でも考えて頂ければと思います。

北村教育長：熊本県立大津高等学校というのをご存知かもわかりませんが、県立の阿蘇の手前の小さな高校ですけど、あそこのサッカー一部が、今、J1に42名くらい選手を送り込んでいます。そこの指導者だった先生が、今年からか大津市の教育長さんになられてますけど、その方の手記が先日載ってました。そこは90分しかしないと。きちんと守るそうです。そうすると子ども達は、もう自分で考えて動かざるを得ない、やはり、燃え尽き症候群のこともおっしゃいましたけど、私も嬉野高校の校長の時にあそこはテニスの名門でしたので、優秀な中学校からの子ども達を取る時に、「もうやりたくない。」というのが、何人もいました。「もう嫌だ。」と、もうずーっと3年間土日無いようにして、部活、部活とやってきて、確かに全国大会に出場、県では優勝したが、「もう嫌だ。」と完全に燃え尽き症候群ですね。やはり、そうなしてしまったら、正に指導者の自己満足ではないですけど、やはり、子ども達の教育をトータルに、今後見ていかないといけないと思います。部活も「土日も見てくれるので助かる。」という、正直そういう意見をおっしゃられる保護者もいらっしゃいました。でも、部活がなかったら何もできないという現実もありました。部活が休みだと、ブラブラ自転車で、徒党組んで、手伝いするわけではない、勉強するわけではない、部活がなかったら何もできない。そういう現実もあって、やはり、まだこの先どう花を咲かせるか、分からない子ども達ですので、やはりトータルに今後は見ていかないといけないと思います。

松尾委員：逆にですよ、今までの指導しかできなかった先生で、成績を残したいがために大会前に、最初はこういう方針が出るので、それに従う

でしょうが、そのうち根詰めて練習をするような先生もいらっしゃるかわかりませんので、そこをどうチェックしていくのかということも大切だと思いますし、最初こういう風にして出たら休むでしょうけど、そのうち、なあなあになるパターンもありますので、そこをどうチェックしていくのかということも考えていかないといけないかなと思いますけど。

北村教育長：一つには、こういう方針の中で、原則論というのを止めようというのが、教育長会の中で出ていますが、原則としておくと、では例外は許されるだろうという方向に向きますので、ダメだということです。「大会の前だからいいでしょう。」とか「今、うちは強いから来年度は全国大会に行くからいいではないですか。」とか、そういうのはダメだということ、原則論は盛り込まないようにしようというようなことにはなってますけど、これは、運動部だけに限らず、文化部もそうです。吹奏楽とか何とかも、5時から朝練とか、そういうものも身近にありましたので。

(全委員承諾)

(4) 10月行事予定表

川畑係長：資料により説明。

(全委員承諾)

次回定例教育委員会 平成30年10月15日(月) 9:30

稲佐委員：冒頭に教育長の資料説明の時に、子ども貧困の問題を出されましたけど、今日は、民生委員さん方傍聴されておりますので、どのような方法で調査をされるか、もし、ある程度分かっている程度分かっていればお知らせください。多分、民生委員さん達の協力も得る可能性があるのではないかと思います。まあ本町の場合は、絶対貧困というようなことは、多分稀だろいうと思います。まあ、相対的貧困家庭がどのくらいあるかとそれくらいの調査をされるのではないかなと思いますけど、まあ、状況把握するというくらいで。もし今、分かっておればそういったことを教えてください。

北村教育長：はい。私も委員ですけど、まだ確定はしておりませんが、今の案としては、学校を通して、保護者用のアンケートと子どものアンケート、それぞれ別個に渡して、低学年については、学校で回収をし、あとの学年は、直接役場の方に郵送するという方法を考えられているようです。ただ、そこで色々意見が出ているのが、子どもの

アンケートを家で書かせると保護者が色々操作されて、きちんとしたデータが集まらないのではないかという意見が出されているそうです。ですから、その辺がもう少し検討を要するという事。ですから、もう子どもについては、学校で時間を取っていただいて、学校で子ども用は、アンケートを取るよという方法を考えてはどうかというところでは。

稲佐委員：例えば、ネグレクト系の家庭なんかは、ある程度収入はあってもほったらかしですから、「コンビニで、昼飯、朝飯買って来なさい。」というような状態で、食べさせるというような家庭もあるかも知りませんし、ですからそうなってくると民生委員さんの方が、より詳しく把握されているかも知りませんし、ですから、紙面での調査はもちろんですけど、ある程度、貧困となると私は個人的に南アジア、東南アジアの貧民街に行って、実際に子ども達の支援をしておりますけど、なかなか、経済的な収入だけで判断できない子どもというのがおります。さっき言ったようにネグレクトでほったらかし状態で、洗濯をしたのも着ていないとか、そういうこともあり得ますから、そういったのは、なかなか、紙による調査だけでは出てこない面があるので、そういった聞き取り調査たりも必要かなと思いました。

7 閉 会 11:02

吉岡課長